

I 昨年と比べて変わった点

1 住宅の省エネ改修工事等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例が創設されるとともに、住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等の範囲が拡充されました。

居住者が、その人の所有する居住の用に供する家屋について、断熱改修工事等^(注1)又は特定断熱改修工事等^(注2)を含む増改築等（以下「省エネ改修工事等」といいます。省エネ改修工事等に要した費用の額が30万円を超える増改築等に限ります。）をして、平成20年4月1日から平成25年12月31日までの間にその家屋をその人の居住の用に供した場合において、その人がその住宅の増改築等のための一定の借入金又は債務（以下「増改築等住宅借入金等」といいます。）を有するときは、増改築等に係る住宅借入金等特別控除（本則）又は控除額の特例（31ページ参照）との選択により、その居住の用に供した日の属する年（以下「居住年」といいます。）以後5年間の各年にわたり、増改築等住宅借入金等の年末残高の1,000万円以下の部分の金額を基として、次に掲げる控除率により計算した金額が省エネ改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除としてその人のその年分の所得税の額から控除されます。

また、住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等に省エネ改修工事等が追加されました。

区 分	項 目	増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	控除期間	各年の控除限度額
①省エネ改修工事等に係る費用		1,000万円 ^(※)	1.0%	5年	12万円
	②うち特定断熱改修工事等 ^(注2) に係る費用	200万円	2.0%		

(※) 増改築等住宅借入金等の年末残高の限度額は、①と②の合計で1,000万円となります。

(注) 1 断熱改修工事等とは、家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替（①居室のすべての窓の改修工事、又は①の工事と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事若しくは④壁の断熱工事のいずれかに該当する工事）で次に掲げる要件を満たすものであり、これらに該当する旨が証明書により証明された改修工事（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含みます。）をいいます。

なお、上記の証明書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が発行する証明書をいいます。

イ 改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となること

ロ 改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がると認められる工事内容であること

2 特定断熱改修工事等とは、断熱改修工事等のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当となると認められる工事内容のものをいいます。

2 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度の創設に伴い、給与所得の源泉徴収票の記載事項に関する所要の整備が行われました。

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度が創設されたことに伴い、給与所得の源泉徴収票の摘要欄について、居住年ごとの「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除可能額の金額」等の記載に関する所要の整備が行われました。

この改正は、平成21年4月1日以後に提出又は交付する給与所得の源泉徴収票について適用されます。詳しくは、「平成21年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などでご確認ください。

なお、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度の詳しい内容につきましては、最寄りの市区町村にお尋ねください。

平成 21 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	(受給者番号)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額
源泉徴収税額			
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の種類	扶養親族の数	障害者の数
専業主婦	特定	人	人
パート	その他	人	人
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の種類	扶養親族の数	障害者の数
専業主婦	特定	人	人
パート	その他	人	人
(注) 住宅借入金等特別控除可能額	円	居住開始年月日	年 月 日
住宅借入金等特別控除可能額	円	居住開始年月日	年 月 日
本成年者	国籍	年齢	生年月日
日本	21	年 月 日	年 月 日
住所(原簿)	又は所在地	氏名又は名称	(電話)

(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額 円
居住開始年月日

(注) 摘要欄には、年末調整の際、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けた人の、その適用を受けた家屋又は増改築等をした部分を居住の用に供した年月日を記載してください。

なお、住宅借入金等特別控除額が算出年税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」(所得税源泉徴収簿の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額⑩」欄の金額)を記載してください。

また、住宅借入金等特別控除可能額の記載がある受給者のうち、複数の居住年に係る住宅借入金等特別控除等の適用を受けている人又は特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けている人については、その居住年月日ごとに当該適用を受けている「控除の種類」及び「借入金等年末残高」を記載してください。

〔参考〕平成22年分の年末調整から適用される主な改正点

平成21年度の税制改正により、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅の新築等をして、同法の施行日(平成21年6月4日)から平成25年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合の住宅借入金等特別控除の特例が創設されました。

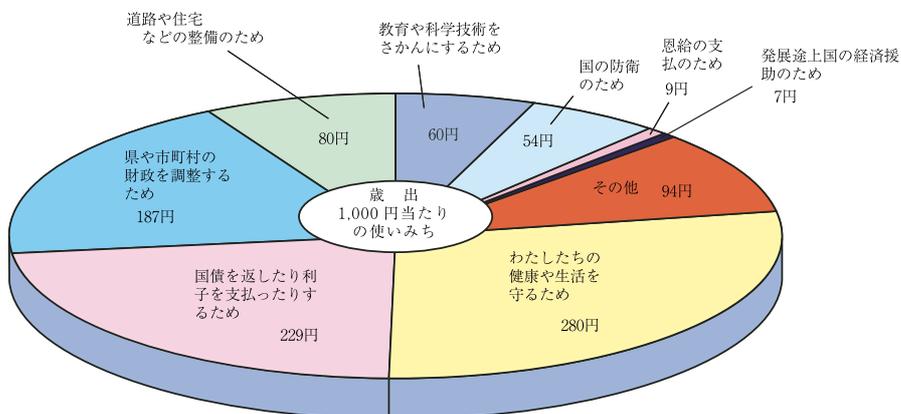
詳しくは、税務署備付けの説明書「平成21年6月 源泉徴収のあらまし」などでご確認ください。

※「平成21年6月 源泉徴収のあらまし」は国税庁ホームページにも掲載されています。

税金は、住宅、下水道、道路、港湾などの整備、国民の健康や生活を守る社会保障、教育、科学技術の振興など国や地方公共団体が行う活動のための大切な財源となっています。

◎ 国の歳出1,000円当たりの使いみちは、次のようになっています。

平成21年度一般会計予算(当初)



～～ この社会あなたの税がいきている ～～